

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 29 年4月5日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601077 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700001 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月20日の標準賞与額を39万円、平成17年8月17日の標準賞与額を80万円、同年12月27日の標準賞与額を83万1,000円、平成18年8月11日の標準賞与額を97万7,000円、同年12月25日及び平成19年8月13日の標準賞与額を100万円、同年12月6日の標準賞与額を78万2,000円、平成20年12月24日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月20日、平成17年8月17日、同年12月27日、平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日及び平成20年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月20日、平成17年8月17日、同年12月27日、平成18年8月11日、同年12月25日、平成19年8月13日、同年12月6日及び平成20年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年8月20日  
② 平成17年8月17日  
③ 平成17年12月27日  
④ 平成18年8月11日  
⑤ 平成18年12月25日  
⑥ 平成19年8月13日  
⑦ 平成19年12月6日  
⑧ 平成20年12月24日

A社で勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がない。請求期間①から⑧までについて、給与支給明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者及び同僚から提出された当該期間に係る「給与支給明細書（賞与）」、同僚から提出された預金通帳の写し並びに当該同僚の陳述により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された当該期間に係る「給与支給明細書（賞与）」及び金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、請求者の請求期間①、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から平成16年8月20日は39万円、平成18年12月25日及び平成19年8月13日は100万円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③について、請求者から提出された当該期間に係る「給与支給明細書（賞与）」及び同僚から提出された預金通帳の写し並びに当該同僚の陳述により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、請求期間②については、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められ、請求期間③については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

請求期間⑦及び⑧について、請求者から提出された当該期間に係る「給与支給明細書（賞与）」及び金融機関から提出された請求者に係る「お取引明細表」により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、請求期間⑦及び⑧については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、③、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から平成17年8月17日は80万円、同年12月27日は83万1,000円、平成19年12月6日は78万2,000円、平成20年12月24日は4万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者から提出された「平成19年度市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書」、平成18年1月分から同年12月分までの「給与支給明細書（給与）」、「給与支給明細書（平成18年12月分賞与）」、同僚から提出された「給与支給明細書（平成18年8月分賞与）」及び預金通帳の写し並びに当該同僚の陳述により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが推認できる。

したがって、請求者の請求期間④に係る標準賞与額については、上記「平成19年度市民税・

県民税特別徴収額の決定・変更通知書」、給与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から平成18年8月11日は97万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。